慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Imperium in Imperio: アメリカ連邦主義の進化と財産権の保護 : 合衆国憲法批准から好感情の時代にかけて
Sub Title	Imperium in Imperio : The Evolution of American Federalism and the Protection of Property Rights
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.4 (2009. 12) ,p.61(443)- 81(463)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20091200-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Imperium in Imperio：アメリカ連邦主義の進化と財産権の保護
——合衆国憲法批准から好感情の時代にかけて

山口房司

imperium = absolute power; *imperium in imperio* = supreme authority within jurisdiction of another authority——*Concise Oxford Dictionary*（一主権の下に他の主権が存在する状態または二重主権の併存）。ハミルトンが *The Federalist* で頻用した語。この時代の合衆国政体を最もよく表現している。従ってかつて *State* を連合規約下では「邦」、合衆国憲法制定後は「州」と訳出したのは有意であったが、その後の諸研究並びに斯る政治的状態が相当期間継続した事実を勘案すれば、今日その区別はむしろ不用である。また本稿中、特に「州憲法」と断らない限り「憲法」は「合衆国憲法」を指すものとする。

（一）はじめに

一八世紀末、アメリカはJ・ロックの自然権思想の下に自由と財産権とを結合させて独立を果した点では見事な成果を収めた。[1] しかし独立後のアメリカは様々な難局に直面した。その最たるものの一つをJ・アダムズは次のように表現している。「我ら独立の創造者たちの偉業は半ば達せられたに過ぎない。我々はこれら（複数形——引用者註）合衆国の為に一つの憲法を制定しなかった」と。戦時中、初めて国名を定めた連合規約（一七八一年）及び諸州憲法の下、民主主義はその第一義的ルールである多数決原理を含め危ういものであることが実感されていた。アダムズは続いて警告している、「民主主義が永続したことがないことを銘記せよ。それはすぐに消耗し、枯渇して自らを滅ぼしてしまう。自殺をおかさなかった民主政など未だかって存在したことがない。[2]」

建国の父祖たちが設立したのは「最も単純な民主主義」ではなく、「この地球上においてもっとも複雑な政体」であった。彼らはそれを自由政府と呼んだ。どう呼

称しようと差支えないが、それはフィラデルフィア大会が始まる六週間前J・マディスンがヴァジニア州知事E・ランドルフに宛てた書簡にうかがえる。「アメリカ的連邦主義は不可避的に不分明さを有する」、「各州の個々的独立性は、結合的主権とは全く相容れない」、また「同時に諸州を一つの統一された共和国に統合することは不可能且つ非現実的である」、と。そこには統一なき（ユニオン・ウィザウト・ユニティ）ユニオンという連邦統治システムが率直に語られている。(3)

マディスンはまた別の個所で連合規約下アメリカが陥入っている困難な状況を具体的に示してみせた。「各州が連合の要求に応じない」、「州による連邦権威の侵害」、「外国との条約違反」、「各州相互の侵犯」、「各州が共通の利害で一致しえない」、「内乱に対処するための憲法上の保障が各州にない」、「連邦政府の法及び強制に制裁権がない」、「連合規約が人民に批准されていない」、「各州の法が容易に変更される」、「各州の法が不統一で相互に矛盾」、「多数者による支配と立法活動、偏見と衝動」など枚挙にいとまがない、と。(4)

マディスンが指摘した諸弱点――州政府と中央政府のいずれもが統治の属性による主権を主張すると同時に、それを放棄している国家像――植民地時代に絶対的権限（イムペリウム）の所在をめぐって王党派は本国議会に、愛国派は地方、即ち植民地側にあると主張しあった *imperium in imperio* 一つの主権内に他の主権が存在する主権内の主権問題を未解決のままアメリカは船出した。

アダムズも亦、「二つの至高で独立的な権威が同一国家内に存在することは許されない」と考えたし、王党派のD・レオナードは「まるで同一の人体内に相異なり、相抗し、互いに破壊しあう二つの異なった意思と行為が同居するような政治的不条理」と酷評した。独立はこの問題を完全に解決したのではなく、それを更に複合化して大西洋のこの岸に移した丈のことであった。連合規約がその好見本であった。最高の権威の所在問題は未解決のまま、各州は全体の秩序維持と両立しえないほど主権を維持した為、連合規約は「一国の憲法ではなく」締盟国の善意や道徳的拘束力によって遵守されることの出来る、そして遵守されなくとも何らの法的制裁を伴なわない「一種の国際条約」にも比すべきものであった。その為、連合規約は北西部条例を定めた以外、殆んど何事も満足すべきことをなしえなかった。

マディスンが指摘した国家像は〝より完全なユニオ

ン〟（憲法・前文）を形成した筈（一七九三年）に至っても一種の郷愁を以て省みられる。アメリカの政体が最初に本格的に取りあげられ、また修正第十一条（一七九五年）を制定させる契機となったチショム対ジョージア事件において[5]、かつての制憲議会のメムバーであった連邦最高裁判事ウイルスンは、諸州批准大会は「アメリカ人民の単なる便宜的な集合場所に過ぎず」、州はなお且つ「主権体」である旨を主張し続けているが、それは却って「アメリカ的連邦主義の無類性（ユニークネス）」であると称えた。連邦権威の拡大を主張した多数意見のウイルスン判事ですら *imperium in imperio* の幻影から完全に脱却していなかったように思える[6]。

（二）　独立後の難問題

独立後アメリカが抱えた今一つの難問は、厖大な債務の存在であった。独立戦争時、戦費を賄なうことを中心に連合及び各州が発行した内・外債は合わせて約四千万ドルに上っていた。その後も戦中の活況の反動として続いた不況が歳入の増加を困難にしたこともあって、連合も州もその負債を増大させ、公債の価格は急速に下落して額面の十分の一以下になった例も少なくなかった。一方、投機業者はこれらの公債が将来額面通り支払われることを期待して、独立戦争に従事した者に支給された公債その他金銭に困っている者たちの公債を買い集めていて、ここに全国的な債権・債務者の関係が出現した。

問題はこの利害関係をどの権威が処理するかにあった。当然、前述のような単独二重主権が併存する限り、それに州が関与するのは不可避であった。このような財政難を克服する一法として、関税の増徴や増税が求められたが、一般農民を中心とする社会中層以下の人々が主張したのは独立戦争中に多量に発行された紙幣を引続き増刷することであった。債務に悩まされていた彼らは紙幣の増発によるインフレーションを望んだのである。それは明らかに憲法第一章第八節三項の所謂紙幣条項（ペーパー・マニープロヴィジョン）違反であったが、紙幣の増刷は一七八六年には七州に達したといわれる。

債権者は当然のことながら債務の支払いを価値の落ちた紙幣ではなく、硬貨での支払いを求めた。州は紙幣がそれに提供された時にはそれを受領する義務がある旨を定めた法を再三制定した。更に弁済期限を延期する法 stay law、債務の分割払いを認める法 installment、特定の物資での代物弁済を認める法、破産法、債務者拘禁 im-

prisonment for debts の禁止、一括して負債者救済指向の諸法が「州」によって制定された。[7] このような債権者の財産権を損なうような法律は、独立時に固くかちとった財産権尊重思想に違背していて、それらは同一国家内二重主権（イムペリウム・イン・インペリオ）主権の存在がもたらした悪と映ったのである。

他方、社会の上層部が依然として政治を支配していた州では、紙幣の発行を止め、増税によって歳入の増加を計るという健全政策が採られ、税金や債務の支払いは硬貨でなさるべきものとされた。また債務者救済の立法はなされず、約定された期限までに弁済がなされない場合、抵当権は即時発効して債務者拘禁の制裁が課された。先に引用したA・ネヴィンズよりも考察期間を三年間延長して、詳細な統計を駆使したより最近の研究によれば、それを禁じた州は原初十三州のうち、マサチュセッツ、デラウエア、ニューハムプシャの三州にしかすぎないことを示している（第一表参照）。[8] 戦後の金融・財政危機に当って、如何に州がそれに関わっていて、連合規約の弱体＝「政治的愚挙」＝「同一主権内に他の主権が併存」する状態の一掃は一つの宿願となっていた。

それを端的に示してみせたのが債務者救済的諸法が施

されていなかったマサチュセッツ州西部で発生したシェイズの叛乱 Shays Rebellion であった。その発生因、鎮圧経過、余後の三点ともに憲法制定への大きな過程の中で特筆に値する。一七八六年秋、独立戦争の勇士D・シェイズ大佐に率いられた多くの復員兵を含む農民たちが起したこの叛乱の要求事項は、(1)紙幣の発行、(2)減税、(3)抵当権の実行の禁止、(4)債務者拘禁の廃止等であり、正しく第一表に示された他州に見られる債務者救済方策、債権者からすれば「契約の義務を損なうような」州法を求めた動きであった。

この叛乱はボストンの富裕商人たちが進んで州に貸した金で集められた数千の軍隊によって鎮圧されたが、シェイズに対する死刑の判決を初め、反乱軍に対する有罪判決は議会による免責法 Act of indemnity（恩赦）によって結局執行されなかった。また果断な措置をとって鎮圧に貢献した州知事J・ボードウインは次の選挙で敗れている。これらの事は、叛乱する側、鎮圧する側の間に財産権をめぐる対立が既に存在していること、世論がこの叛乱に同情的であったこと、州による負債者救済的立法の制定も或る程度不可避的であることを明らかにしている。さらなる叛乱は絶対に阻止されねばならず、もし

第１表　契約の義務を損なう州法，1789-1815年

Year	Vt.	R.I.	Conn.	N.Y.	N.J.	Pa.	Md.	Va.	N.C.	S.C.	Ga.
1789	SB	SB	B	B		B	B	S	B	IB	
1790	SB	SB	B	B		B	B	S	B	IB	
1791	SB	SB	B	B	B	B	B	S	B	IB	
1792	SB	SB	B	B	B	B	B	S	B	IB	
1793	SB	B	B	B	B	B	B	S	B	IB	
1794	SB	B	B	B	B		B	S		B	
1795	SB	B	B	B	B		B	S		B	
1796	SB	B	B	B			B	S		B	
1797	SB	B	B	B			B	S		B	
1798	SB	B	B	B			B	S		B	
1799	SB	B	B	B			B	S		B	
1800	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1801	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1802	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1803	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1804	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1805	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1806	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1807	SB	B	B	B		S	B	S		B	
1808	SB	B	B	B		S	B	S	S	B	S
1809	SB	B	B	B		S	B	S	S	B	S
1810	SB	B	B	B			B	S		B	
1811	SB	B	B	B			B	S		B	
1812	SB	B	B	B		B	B	S	S	B	S
1813	SB	B	B	B		B	B	S	S	B	S
1814	SB	B	B	B		SB	B	S	S	B	S
1815	SB	B	B	B		SB	B	S			

S＝Stay, I＝Installment, B＝Banktrupcy

出典：Steven R.Boyd, “The Contract Clause and the Evolution of American Federalism, 1789-1815,” 44 *William and Mary Quarterly* 3 rd ser.(1987), 537.

起るとしてもそれに対処すべき十分な武力を連合は保持すべきこと――要するに〝より完全なユニオン〟形成に必須な具体的問題が提示され、斯くて憲法制定への道が準備された。

（三）憲法制定への道程

実際、憲法制定連合議会召集の主要因は、この「債務者救済指向（デブター・リリーフ・オリエンテド）の諸州政策への反対」であった。[9] 煎じつめれば問題は次の如くである。債務に苦しむ多くの人民の存在と、それを救済する傾向の州法の積年的制定、それが債権者の財産権を害すること――換言すれば負債者救済と既得権保護との対立が、植民地時代以来未解決のまま引継れた生得的な怪物 *imperium in imperio* と相絡み、同時的に解決されねばならないこと――それがシェイズの叛乱が残した教訓であった。中央政府権限の強化が望まれる中で、「諸州の気まぐれ」[10]、特に紙幣発行と契約の義務に干渉するが如き州法は厳に戒められねばならない。それこそが「この憲法制定議会に懸念を創出し、一般人心をして他のいかなる単一主題よりも遥かに連合規約の全面改訂に向かわせた」とは、一七八九年秋のマディスンの述懐である。[11] J・ウイルスンも後日ペンシルヴァニア州批准大会で、「憲法に以下の条文づきの契約条項があれば、それは採択の価値がある」として、[12] 後の憲法契約条項とほぼ同文の提案をなすことによって州の権限制約、即ち「州の気まぐれ」抑制、二重主権の併存克服を試みた。これが憲法制定推進派の基本点であった。

憲法制定会議に集った代表は有能で経験に富んだ人々であり、革命期、国事に関わってきた人達であった。人民に信をおくこと少なく、如何なる今日的意味においても平等論者（デモクラット）ではなかった。彼らは一方で強い政府を望み、他方で人民政治（ポピュラー・ガヴァンメント）は財産権への潜在的脅威になると考えていた。制憲大会では高水準の知的行為が見られた。北部商人、南部プランター、法律家など夫々殆んどの代表は裕福な個人であった。今日でも合衆国憲法と経済的自由の保護の研究で依然古典としての声価を保っているC・A・ビアードは、[13] 一九一三年の名著において各州から選出された五十五代表を次のように分析している。「小農や小工業者や労働者の利益を代表する者は一人もいなかった。そして六分の五以上が強力な中央政府の出現によって利益を受ける立場にあった。即ち少なくとも四十名が公債所有者を代表し、少なくとも十四名が土地を投機の対象としており、少なくとも二十四名が高利貸

しを、少なくとも十一名が商工業または海運業を、少なくとも十五名が奴隷保有者を代表していた」と。[14]

このような分析からは次のような結論が導かれるのは自然である。「憲法を創出した諸力の中では、全能の権威を有する州議会に抗して財産権の保護を求める力が最も活動的であった」。ビアードはさらにマディスン、ハミルトン、J・マーシャルを引用して憲法第一章第十節の契約条項は「人格を損ねるような立法を禁ずるよう意図したものである」と述べている。

また建国時代史の権威M・ジェンセンやF・マクドナルドもビアードに賛同して、両者とも斯る州法の禁止と契約条項の制定がフェデラリストの目的に適ったものだったと強調している。[16] 敢て例外と言えば後日、連邦最高裁長官になったマーシャルがこの契約条項は私的な契約のみならず公的なそれまでに及ぶと広義に解釈し、より積極的な姿勢を示したことであろう。[17] ともあれ彼らの一致した見解は、二重主権並存状態の克服と財産権の尊重であった。

然し史家の間で右のような一般的合意があるとしても、制憲大会、各州批准大会を経て憲法制定後へと続く一連の司法、立法、行政的諸政策を通覧すると、事は一層複雑であることが判る。憲法制定者たちの財産意識（プロパティ・コンシャスネス）的姿勢（アティチュード）が彼らの経済的利己利益を反映しており、その経済的動機は誰も全的に否定しえない。然しそれに過度に集中・単純化してしまうことは避けねばならない。それだけでは建国の父祖たちの憲政的哲学を十分には説明しきれないからである。

第一に、経済的要因のみを強調すれば、財産所有が自由享受にとって必須であり同位的とするドクトリンが独立以来この時点までに既に長期に亘ってアングロ・アメリカン憲政思想の基本的信条となっていた事実を看過することになる。[18] 第二に、シェイズの叛乱が象徴的に示してみせたように、制憲大会代表団の多くが富裕、知的階級から構成されていたとしても、この時点アメリカには異種多様で、従って利害が対立する構図が在った。或る者は貧富の間の抗争を危ぶみ、他者は商業的利益と農本的利益との間の対立を予見していた。制憲大会を前にして各代表団はこのような経済的利害については決して同意していなかった。それ故、二重主権並存状態を克服して、〝より完全なユニオン〟を希求したマディスンの主張にも拘らず、現実として誕生したのは「全的に国家統一的（ナショナル）でもなければ、全的に連邦的（フィデラル）でもない」とい

う政体であった。[19]

州の権限を制約した憲法第一章第十節、就中契約条項についても、連邦、州それぞれがその意味を論ずる際に、その時折々の諸要因を勘案してバランスをとる方向を余儀なくさせた。従って「州の気まぐれ」を抑止すべき契約条項、特に紙幣条項については「概念としては広く、詳細については短い文言」に終り、キーワードとなる「契約」、「義務」、「損ねるような法」については、ことが不調におわることを怖れて隠密裡の審議を望んだため、その作者も特定されていない。史家たちはおそらくハミルトンかマディスンのいずれかであろうと推測するに留まっている。[20]

出来あがった同条項は、本質において一つの「一般的宣言」と解される。[21]従ってやがてそれは、これ亦アメリカ連邦主義の特色の一つである疑似革命権とも言うべき司法再審理（ジュディシアル・レヴュー）に委ねられることになる。そしてこの文言の意味につき最初に関わったのは連邦ではなく、諸州裁であった。[22]

制憲会議代表団の内訳はともかく、前述のような個々の経済的利害の対立にも拘らず、彼らの間には通商と商業は一個の社会的善であり、州の警察権能を抑制する制度や、商業は公権力を排除し私的な商業的取決めで下支えられる時、最もよく育成されるという「強い信念（パワフル・コンヴィクション）」があった。基本法に財産を獲得し且つそれを保護する権利が記載されること――それが至高の価値であるとする「疑いのない同意」があった。[23]

ロック的哲学観に従って、サウスカロライナのJ・ラトレッジはフィラデルフィア大会に次のような助言を寄せた、「財産こそが社会構成の主たる目的である」。[24]ハミルトンも同様に「政府構成の最大目的の一つは個人の保護と財産の保全である」と繰り返しているが、[25]そこには人格権と財産権の間に差を立てないホイッグ的伝統がうかがえる。両者の間に差を立てないどころか、そこでは財産所有と自由とが緊密に結合されている。憲法制定の翌年J・アダムズ曰く、「財産は保有されねばならない。でなければ自由は存在しえない」、と。[26]実際、立案者たちは財産は政府の弾圧から個人を守る緩衝器であり、財産の恣意的再分配は自由を破壊すると考えていたから、文言はともかく、少なくとも「州の気まぐれ」は抑止さるべしとの暗黙裡の合意形成は可能であった。ただフェデラリスト念願の二重主権併存が完全に解消された訳ではない。

「憲法の魂」、或いは「個人の安寧と私的権利の防波堤」、「州による負債者救済立法の阻止を視野に入れた」第一章第十節は、[27] 前節第九節が連邦の権威を制限したに対し、州の権能を制限したものである。前述のように文言は曖昧さを含んでいたが、この条項の重要性についてはフェデラリストも反フェデラリストもよく認識していた。ただ反フェデラリストの論点は、例えば一七八八年、過ぐる制憲大会でノースカロライナ州代表団の一人であったW・R・デイヴィが同州批准大会に対し、特にその紙幣条項について発した次の警告に要約される。即ちこの条項は既発の紙幣や公的抵当（セキュリティ）に及ぶものではなく、過去の発行事実には目をつぶり、且つ「唯一個人間の諸契約にのみ関わる」ものであって、このような制限的意味の故にこそ「この条項が憲法の中でベストたる位置を占める」、と。[28] 一方、ニューハンプシャ商人のフェデラリストW・ガードナーは、反フェデラリストが州議会に「反商業的」で「ドグマチックな」代表団を送りこんだ為、議会が麻痺状態に陥入ったとしている。フェデラリストはその広義的解釈を望んでいて、この条項の重要性認識では一致していたが両者の相違はそこにのみ存在していて全くそれは対極的であった。

州が「契約」にどう関わるべきかについての「曖昧」、時には「対極的な」解釈は、そもそも連合議会が始まった一七八七年五月時点から存在した。州が契約の義務を損なうような権限は制約されねばならないとの考えが最初に提案されたのは八月二十八日、マサチュセッツのR・キングが連合規約下唯一の成果であり、初めての全国的条例ともいうべき北西部条例に次のような「州議会は私的契約に干渉すべきではない」との文言を附け加えようとした時に始まる。[29] その意図は州が悪質の紙幣を濫発し、以て債権者の契約権益・財産権を害しかねないのを防ぐこと、また独立戦争中や連合規約下の混乱の中で多くの権益を損なわれた債権者を守るため「遡及的（レストロペクティヴ）」もしくは「事後法（エクス・ポスト・ファクト・ロー）」の禁止などが問題とされたのである。[30] かくて幾らかの変転の後、「契約上の債務を〝改変し〟損なうような法律」のうち、改変の文言を消去して今日の第一章第十節が成立したのは一七八九年九月十四日のことであった。

フェデラリストにとってこの条項が如何に好ましいものであったか、ハミルトンはこれを「財産と債権の基礎を掘り崩してきた州政府の慣行的繰り返しに対する防禦策」と称賛した。類似的にサウスカロライナのC・ピン

クニイも、この条項が「憲法の魂（ソウル）であり、州の警察権能に制約をかけて、国内のみならず海外市場におけるアメリカ債権の価値を回復する」と期待を寄せた。「紙幣も、弁済法も賠償法〔いずれも州法〕も存在せしめてはならない。我が国からこれらの悪を駆逐し、知られる限りのあらゆる処でアメリカの名を汚しているこれらを排除すべきである。」[31]と。

一方、反フェデラリストは同条項にいう「契約」が私的なそれのみならず公的なそれに及ぶと拡大解釈された場合の危険を次のように考えた。メリランドのL・キングは同条項が州の負債者救済指向諸法に激的イムパクトを与えると予測した。「広く全般的且つ困窮的状態にある場合には、州政府は負債者を救済する権限を持つべきである」、同条項は「富裕な債権者と蓄財者（マニード・メン）が、債務者がたとえ十分に勤勉であったとしても、貧者を全的に破滅させる傾きがあり、それを阻止しようとする州の権限を根底から掘り崩す」と主張した[32]。フェデラリストの中で同様見解を示したのはヴァジニアのP・ヘンリーただ一人であって彼に追随するフェデラリストが誰一人いなかったことは重要である[33]。

二重主権併存の害を消去すること、現実的には州権発動による負債者救済諸法の禁止――換言すれば債権者の財産権侵害を阻止することがフェデラリストが共有した信条であった。それは一州だけでなく幾つもの州で確認される。第十節の貨幣条項について、ノースカロライナのW・マクレインはこれが州によるさらなる紙幣発行を抑止する手段と考え、コネチカットの代表を務めたR・シャーマンとO・エルズワースの両名は「事後法によって契約の義務を損なうような権限」は州にはないと主張して債権者の財産権を守ろうとした[34]。

ハミルトンが政体論のリーダーとしてあるならば、マディスンはまさに「財産権の代弁者（チャムピオン）」[35]であり、この二人が建国期のアメリカを牽引した車の両輪であった。マディスンは *The Federalist* No.44 において、アメリカの「醒めた人々」は「個人の権利を侵す諸ケース」に州議会が干渉することに「倦みつかれている」と指摘しているが、彼が特に非難したのは分割払い法という形の州法であった。一七八六年のヴァジニア州裁判所が、負債者に年三回の分割払いを許した例などは彼にとっては「私的契約に関わるこのような干渉は私の知る限りにおいて法原理上、到底正当化されるものではない」と父親に書き送っている[36]。フェデラリストとしての彼は、州権を抑

制するとともに、既得権としてのロック的自然権＝財産権の擁護を主張したのである。

マディスンは晩年に至ってもこの姿勢を崩さなかった。前述ヴァジニアの分割払い法や延期法、消費税など全てが契約の義務を損なうと変らぬ追憶を記している。[37] 紙幣の濫発を防ぎ債権者の財産権を保護することはロック的自然権思想から無理なく演繹されるものであり、マディスンの同調者ペンシルヴァニアのウイルスンが、憲法は「分割払い法のみならず同様効果をもたらす他の諸法を禁じている」と主張したし、サウスカロライナでもピンクニイがコロムビアン・ヘラルド紙（チャールストン）において、同様主旨の「紙幣濫発と分割払い法などは現時点のみならず、将来に亘って禁止」されねばならないと主張している。[38]

紙幣の濫発は外国人の目にも、亦後世の研究者にも異様に映った。一七八七年ニューヨークのフランス副領事フォレストは九月二十八日モンモラン伯爵あて書簡で、「紙幣の創出、義務の発効延期を意味する諸法、財産に関わる支払いを価値の落ちた紙（紙幣としていない―引用者註）で行なうなど、その所業は最早や所をえない」と報告している。[39] 後世の研究家――我が国最高裁判事を務めた塚本氏も第十節一項が州が紙幣や銀行券の発行を禁じているにも拘らず、それは「一八六三年州銀行発券の発行に対して連邦が年十パーセントの課税をなすことで実効を奪うまで続き」、「契約上の義務を損なう」分割払い法、延期法、破産法など「各州は自州の債務者救済に急なあまり」この種の法を制定したとしている。[40]

後日、この条項が果した大きな役割りを考えれば真に奇妙なことであるが、それは制憲大会でも、[41] 各州で行なわれた批准大会でもそれ程議論の対象とならなかった。[42] 代表たちの地域的、経済的利害の相違にも拘らず、彼らの間には財産を獲得し且つ保有する権利があるとするロック的自然権思想が共有されていた。その意味では批准論争時、経済的諸問題は圧倒的ではなかった。財産所有権に疑問を挿むリーダーは誰一人としておらず、問題は私有財産の保有・経済的諸問題をめぐってのフェデラリストと反フェデラリストとの相違は、通商と財産を扱うに当って二重主権併存状態を如何に克服するかにあった。新連邦政府と、依然その警察権能を強く維持しようとした州政府のいずれがこの問題を扱うに妥当なのかに限定されていたのである。[43] こうして「既得権の保護のためになされたもろもろの試み―特にContract Clause（1789

—1829年)」としての同条項の重要性は、通商条項にとって代われるまで止むことはなかった。[44]

通商条項＝commerce clause＝それは州権限を制約した第十節とは逆に第八節において経済事象につき連邦議会に広汎な権限、例えば課税権を与えていた。戦時負債を支払い、また海外債権市場においてアメリカがアクセスし易くするよう十分な財源を確保するためのものであった。対外的には保護関税を通じて経済発展を刺激し、同時に州際・国際通商を規制する権限が与えられた（同三項）。この所謂通商条項は、特に南北戦争後、最も重要となる取決めであるが、憲法批准時、制定者たちは合衆国が将来有望な商業国家になる可能性のあること、国内市場の育成には全国を通じての課税、度量衡が統一的であること、更に附加して知的財産の出現を予想し特許権や版権を認め、作者や発明家の財産権保護を意図している。ここまで考察してきた州による債務者救済の一手段「破産法」については、第八節四項において帰化の規則ならびに全国に共通する破産に関する規則を定めているが、それは専ら州際通商の円滑化を計ったものであって、大きく商人や貿易業者を利し、不正直な負債者から州を越えてもその義務免脱を許さず、債権者の財産権を守ろうとしたものである。

財産権保護の問題について、この期、特に考慮されねばならない財産に人身奴隷がある。この期、制定者たちからこれ程までに格段の関心を払われたものは他にはない。奴隷制は既に十七世紀植民地時代から実在し、革命以前はどの地でも法的に認められていた。その上、南部諸州では富の多くは奴隷労働に由来した。制憲大会の代表の多くが前述の如く富裕階級であり、商業指向的であり、おしなべてロック的財産権尊重主義者であったことに鑑みれば、同大会で反奴隷制感情が時に表明されることがあっても、憲法の採択には南部代表の支持が必要であり鍵でもあったため、所謂五分の三ルールをはじめ、奴隷財産は憲法の中に三か所に亘って確保された。一史家は言う、「奴隷制は連合規約時代にそうであったよりも明白且つ明快に確立された。[45]」将来に禍根を残したとしても、憲法採択にはこの種の配慮は必須であった。かくてこの期、最も確実に保全されたのは奴隷財産だったということになる。

（四）　権利章典の追加

合衆国憲法は諸州憲法とは異なり、自然権としての財

産権保護を権利章典（ビル・オブ・ライツ）に譲ったため、本体には適法手続きなしにその奪取を禁止するなどを記していない。つまり憲法は特定の経済的利益に関する幾つかの条項、例えば契約条項、通商条項などを有しているものの、権利章典は持たなかった。州憲法と連邦憲法との間のこの段差は制憲時の政治的状況によるものであった。財産権保護を考慮するに当って、制定者たちは三権分立など精緻な政治的チェックがあればそれは可能としていた。ただ独立に伴なう過度の民主主義、即ち立法府の大きすぎる優位は自由と財産権双方にとり必らずしも好ましくないと信じた故に、強力な行政部門と独立的な司法部門による司法再審理に信をおいていた。権力の分散について後日J・アダムズ曰く、「法制定に当っての大きな工夫は立法府内の富者と貧者の対抗のバランスをとること……そして立法府と行政府との間に完全な均衡を保つこと……自由政府の真髄は対抗者間の効果的な抑制を計ることにある」、と。[46] それは民主政理解としては十分であっても、州と中央とのバランス、即ち独立以来解決し損なった *imperium in imperio* 退治の視点が惜しむらくは欠落している。

憲法とは異なり、全ての州憲法は例外なく権利宣言（デクラレイション・オブ・ライツ）、または権利章典を規定している。最初の州憲法コネチカット基本法には両者の規定は見えない。初めて権利章典を定めたヴァジニア州憲法（一七七六年）は権利宣言の字句を採用している。「権利宣言はヴァジニア州の善良な人民により、彼らの主権の行使として行なわれ、その諸権利は政治の基礎として州人民ならびにその子孫に固有のものである」との前書を持ち、十六項目より成るが、それは後の連邦憲法及び各州憲法権利宣言の骨子となった。マサチュセッツ州憲法（一七八〇年）や、三十八か条を持つニューハムプシャイア州憲法（一七八四年）など、いずれもイギリスのマグナ・カルタ（一二一五年）、権利請願（一六二八年）、人身保護法（一六七九年）及び権利章典（一六八九年）から由来すると述べている。地球上、権利章典を成文憲法の中に取入れたのはアメリカ「州」憲法が最初である。[47]

連邦憲法が権利章典を欠いていることに強く反対した反フェデラリストの論拠は、中央政府の権限が増すにつれ、人民のコモン・ロー上の権利が侵されるとするものであった。その代弁者G・メイスンは「提案された憲法への異議」と題するパムフレットで「権利の宣言がない。そして連邦政府の法律は州の法律及びその憲法に優位し

ているが故に、各州憲法の権利宣言は全く保障の役をなさないし、さらに言うならば人民はコモン・ローの利益の享受さえ保証されていない」、と。[48] 同様の不満がE・ゲリーやL・マーティンをして憲法草案に署名させなかった。[49]

他方フェデラリストは、権利章典の挿入は不必要であるのみならず有害であると考えていた。代表的な論者ハミルトンは *The Federalist* No.84 で次のように述べている、「私は〔憲法反対派によって〕主張されている意味及びその範囲での権利章典はただ単に不必要なだけでなく有害であると断言する。権利章典は〔連邦政府に〕与えられた権限に対する様々な制限を含むことになるであろう。そしてまさにそれ故にそれは実際与えられている以上〔の権限〕を要求するもっともらしい口実を与えることになるであろう」、「憲法はそれ自体……一個の権利章典なのである……権利章典の実質的な意味をよく考えてみれば、憲法会議の業績〔である憲法草案〕の中にそれが見出されないなどと主張することは全く〝ばかげている〟。[50]」

権利章典は三権分立の原則を侵犯し、州権や個人の権利が侵害されるに対し何らの保障もしていない。それは

「財閥と門閥（リッチ・アンド・ウェル・ボーン）のための文書」であり、人民のための文書ではない。また新憲法は貴族政治の建設を志向し王政復古の危険すら孕む。連合議会は連合規約を「修正」する権限を有するのみであり、新憲法案を起草する権限を有しない――このような反連邦派の主張を〝馬鹿げている〟と思ったものの、連邦派は「妥協の一束」としてその挿入を許容し、憲法は接戦のうちに採択された。[51]

権利章典（修正第一条―同第十条）は、「修正」という形容詞が冠せられているとはいえ、その採択がなされねば憲法の制定がなかった訳だから、憲法本体と同等の扱いを受けるべきものである。特に後年、大きな影響力を発揮した法の適切な手続（デュー・プロセス・オブ・ロー）条項は、マディスンの努力によって一七九一年十二月十五日成立をみた。ただここで注目すべきは反連邦派が権利章典の必要性を力説したにも拘らず、その中にマグナ・カルタ第三十九条に当る規定がとりあげられることが稀であったことである。[52] また連邦最高裁も同適法手続について最初に判決を下したのは時代も下って一八五五年のことであり、それ以前は連邦下級裁或いは州裁がこれに関わったが、その場合も各州の憲法の中の同様規定“due process of law”ではなく“law of the land”の言葉の解釈に意が注がれていた。[53]

第二の問題は、後日十九世紀後半になって大きく浮上する。同条項は単に手続に関する立法のみを制約するものなのか、それよりも広く実体的な点についても制約するものなのかと言う問題である。それについては一八三三年ノースカロライナ州裁の判決が広義に解する説をとるまでは、各州裁の諸判決は例外なく狭義に、即ち手続に関する立法のみを規定したものと解釈していた。[54] 生命、自由、財産を守るべき修正第五条の「適法手続条項」はこのように制定当初においては必らずしもその解釈が一致していなかったこと、それは単に手続に関するものと考えられていて、「この条項は十九世紀前半においては、憲法の片隅にいともささやかな地位を占めているに過ぎなかった」。それは同条項が今日の感覚では信じ難いほど少ない判例数によって示されている。[55]

（五）おわりに

建国の父祖たちは死活的ともいえる程に財産権保護に専心した。それは財産が、自由、参政権、官職保有の基底だったからである。しかしこの不可譲の権利を擁護すべきはずの修正第五条の存在が前述のような状態であり、且つ財産権を含む経済問題は植民地時代以来いわば未解決の「一主権のもとに他の主権が存在する」ような事態下では、大きく州が関与するという実体があった。[56] 従って適法手続条項以外に唯一財産権を守る守護神第一章第八節の契約条項は、必然的に自然権と政体論を密着させて論じられた。

さらに、アメリカ特有の二元的連邦制の下では経済的利益を支持する連邦諸裁の存在は無視するべきではない。連邦諸裁は地域的偏倚抜きには語りえないが、より大きくは階級的偏向を根拠とした疑わしい申立てに振りまわされてきた歴史を持っている。しかし一般的にはT・C・グレイの次の感想に同意できよう、「連邦諸裁はこの国の歴史の殆んどの部分を通じ、行きすぎた民主主義に抗する富と財産の守護神であり続けている。[57]」このような経済的、司法的主潮に抗したが如くに見えるのが、合衆国揺籃期における州と契約条項＝州対連邦の関係構図である。この期、多くの州はその警察権能を発揮して債務者、農民、労働者の要望に沿うべく様々な「契約の義務を損なう」即ち財産権を侵害する諸法を制定していた（第一表参照）。このことの重要性に注目した史家は少なくない。P・コールマンは植民地草創期から十九世紀末までの破産法を分析し、[58] アメリカ保守主義研究の権

威L・ハーツは独立革命から南北戦争にかけての期間を経済政策と民主思想との関連で捉え、[59]法制史家A・H・フラーは支払い猶予法について比較研究を行なっている。[60]

中央政府の強化を計ったフェデラリストは、一方で熱烈な財産権擁護論者たちの集団であった。彼らの財産権への執着は単なる哲学的理念を越えるものであったが、要するに財産の保護が市民社会形成の基本であり自由と安全に資するとした上で、それを尊重する契約の尊厳がさらなる資本投下を招来し、商業社会の発展に必須であると考えていた。フェデラリストは今日の一史家が約言した如く、この新生国家を利欲的（アクイジティヴ）資本主義の主流に据えることを提案したのである。[61]

従って彼らが最優先したのは経済改革であった。そのような視点からすれば連合規約下、債権の損失、地価の下落、商業の凋落、一七八〇年代から継起した債権者の財産権を損なうが如き州法の頻発は、彼等の政治哲学にも経済理念にも違背するものであった。[62]それ故フェデラリストはハミルトンをリーダーに八十五編に及ぶ *The Federalist* で政体論を展開する一方、「財産権の代弁者」マディスンと手を組んでこの新生国家を牽引する両論として活躍したのである。

ハミルトンは「憲法の魂（ソウル）」である第一章第十節の契約条項が州の警察権能に制約をかけることを期待した。「州による紙幣発行、弁済（テンダー・ロー）法の制定、賠償（リインバースメント・ロー）法などは存在せしめてはならない。我が国からこれらの悪業を駆逐し、知られる限りの全土でアメリカの名を汚しているこれらを排除する」ことが、海外市場におけるアメリカ債券の価値回復にもつながると考えた。[65]

同時に契約条項を「個人の安寧及び個人的権利を守る防波堤」と捉えたフェデラリストであれば、それは誰でも同意しうるところであった。それ故サウスカロライナのフェデラリストD・ラムゼイは負債者救済志向の諸州法と契約条項を対置して、同条項の遵守と紙幣発行の禁止は「債権者を欺こうと願う負債者には確かに重荷であろうが、それこそがコミュニティの正直な人々にとって真のサーヴィスになる」と述べたのである。[66]ただ両者とも契約は個人の間のそれに限るとの思いが強く、より州の権限を制約しうるはずの、州も契約の当事者に擬しうるとまでには至らなかった。そのような広義的認識は、一八一〇年、この川の流域をめぐる土地スキャンダル "Yazoo Fraud" として全国的に有名になった事件で、ジョージア州がその罪科を問われるに至って稔り、たとえ

契約が詐欺に基づくものであったとしても、その当事者には私人のみならず公けも含まれると拡大解釈して財産権の保護を求めた[67]。

このように司法部門も味方につけたため、財産を保護し、通商を増進し、州の権限を制約するという制定者の意図はほぼ達成された。彼らは契約条項に加え、権利章典、適法手続を附加して、政治的多数派が財産所有の少数派を萎縮させないよう工夫をこらした。かくて制定者たちはその出来あがりに可成りの満足感を覚えた。革命期の行きすぎが抑止され、新連邦政府は足下を固め、憲法の中にロック的財産権を挿入した。然し新しい政治スキームを機能的な立憲体制に移入させるという現実問題、就中二重主権併存の難問は残った。経済成長への願望と、社会的変化を調和させ、既得の財産権の安寧を計る更なる試み "Property must be secured." を継続させる必要は続いた[68]。

建国初期の時代にみられた州の経済操作に制約をかけた憲法第一章第十節は、財産権に直接するのみならず州＝連邦関係、換言すればアメリカ的連邦主義の根幹に関わった。反フェデラリストが危惧し、フェデラリストが好感した負債者救済諸法の制定禁止、「契約」絶対的厳守が意図されたものの、その遵守度は必らずしも完全ではなかった（再び第一表参照）。その最大因の一つはマディスンが *The Federalist* No.39 で示した合衆国政体の特異性に由来した。「新憲法を批准する行為（の性格）は統一国家的（ナショナル）ではなく連邦的（フェデラル）」であり、「下院の組織は統一国家的（ナショナル）であって連邦的（フェデラル）ではないが、上院（の組織）は連邦的（フェデラル）であり統一国家的（ナショナル）ではない」、また大統領選挙については「連邦的（フェデラル）でもあり統一国家的（ナショナル）でもある[69]。」これが契約条項の文言の曖昧さと相俟って、双派の間に様々な解釈を行なわせ、同条項が爾後どのような影響を与えるかを決しかねる要因となった。依然として州の先導性が連邦制形成に影響を与え続け、十八世紀末から十九世紀第1四半世紀の間、新政府の下でも支払い延期法、その他の形をとった債務者救済諸法が連邦諸裁の司法再審理にかけられる危険性も殆んどない下で、将来も喫緊の経済的危機においては州の警察権能は行使されうると考えられていた[70]。

かくて財産権保護の仕組みは様々に試みられ、相当の成功をみたものの、その反面制定者間の意図の多様さと文言の曖昧さの故に、州立法府の主導性を依然多く維持した新憲法は、その制定後も州経済政策を排他的にコン

トロール出来ないことを証明した。建国以来の未解決の難問 *imperium in imperio* は完全には克服されていないこと、この国の連邦主義は未だ「進化」の途上にあり、その最終解決は力ずくの南北戦争まで待たねばならなかったのである。

註

（1）山口房司「アメリカにおける自由と生得の財産権との結合―植民地時代から連合規約にかけて」山口大学『文学会志』第五十九巻（平成二十一年三月）。

（2）A.T.Mason, W.M.Beaney, and D.G.Stephenson, Jr., *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (NJ, Prentice-Hall, (1983) ,4.

（3）*Ibid*.

（4）松本重治・岩永健吉郎「ザ・フェデラリスト」アメリカ学会訳編『原典アメリカ史第二巻』（岩波書店、昭和三十三年）三四九―三九四頁参照。

（5）Justice Wilson in *Chisholm* v. *Georgia*, 2 Dall. (2U,S.) 419, 470-71 (1793) ; Mason et al., *op. cit.*, 154-58. See also C.Jacobs, *The Eleventh Amendment and Sovereign Immunity* (1972). 田中英夫『アメリカ法の歴史（上）』（東京大学出版会、一九六八年）一七六―七八頁。

（6）アダムズが「連合規約は盲目的に *imperium in imperio* に没入」していると警告し、ハミルトンが *The Federalist* No.22 で悲歎した「全くの政治的異教」が現実の州権論の最も大胆な連邦法無効論（関税論争）、連邦離脱（セセッション）、南北戦争に至って頂点に達し、アメリカの民主政体は一時的に消滅するまで存続した。南北戦争は *imperium in imperio* の最大の結末であった。山口房司『南北戦争研究』（啓文社、昭和六十年）。See also A.T.Mason, *The State Rights Debate : Antifederalism and the Constitution* (NY : Oxford University Press, 1972).

（7）この種の法の制定及び憲法批准の経過については Allan Nevins, *The American States During and After the Revolution* (NY : 1924) ,386, 390, 404, 457, 525, 537, 549, 570-71.

（8）Steven R. Boyd, "The Contract Clause and the Evolution of American Federalism, 1789-1815," 44 *William and Mary Quarterly*, 3rd ser. (1987) ,537.

（9）Ibid., 500.

（10）Madison to Jefferson, Oct.24, Nov.1787, in Merrill Jensen, John Kaminski, and Gaspare J. Saladino (eds.) , *The Documentary History of the Ratification of the Constitution* (Madison, Wis, 1976) ,XIII, 447, hereafter cited as *History of Ratification*.

（11）*Ibid*.

（12）*Ibid*.,II,500. 同頁に第十節と酷似の文言。

（13）Richard A. Epstein, "Toward a Revitalization of the Contract Clause," 51 *University of Chicago Law Review*, No.3 summer (1984) ,703.

（14）Charles A. Beard, *An Economic Interpretation of the*

Constitution of the United States (NY : 1913),73-151.

(15) *Ibid*., 178, 182.

(16) Merrill Jensen, *The Making of American Constitution* (NY : 1964),971 ; Forrest McDonald, *E Pluribus Unum : The Formation of the American Republic, 1776-1790* (Boston : 1965),186-87.

(17) Benjamin Fletcher Wright, *The Contract Clause of the Constitution* (Cambridge, Mass. : 1938),Chap.I.

(18) 前掲、山口房司論文。

(19) Boyd, "Contract Clause," 531.

(20) James Ely Jr., *The Guardian of Every Other Right. A Constitutional History of Property Rights* (NY, Oxford University Press, 1992),45 ; Boyd, "Contract Clause," 531.

(21) Epstein, "Contract Clause," 705-710 (Intent of the Framers),esp. 707.

(22) 疑似革命権としての judicial review の重要性については次を参照。Mason et al., *op. cit.*, 2-3 ; Boyd, "Contract Clause," 531.

(23) Epstein, "Revitalization," 707 ; Ely, Jr., *op. cit.*, 43.

(24) Max Farrand (ed.),*The Records of Federal Convention of 1787*, rev. ed., 5 vols.(New Haven, Conn. : Yale University Press, 1937),I,534.

(25) *Ibid.*, 302.

(26) "Discourse on Davila," in Charles Francis Adams (ed.),*The Works of John Adams*, 10 vols.(Boston : Little, Brown, 1851),VI,280. Hereafter cited as *Works of John Adams*.

(27) Ely, Jr., *op. cit.*, 50.

(28) Max Farrand, *Records*,III,350.

(29) Boyd, "Contract Clause," 532.

(30) Farrand, *Records*,III,350.

(31) Jonathan Elliot (ed.),*The Debates in the Several Conventions on the Adoption of the Federal Constitution*, 2nd ed., 5vols.(Philadelphia, 1836-59, reprinted in Salem, NH : Ayer Company, 1987),IV,333-36. Hereafter cited as *Debates*.

(32) Ely, Jr., *op. cit.*, 51. 下線原文イタリック。

(33) Elliot, *Debates*,IV,191.

(34) Sherman and Ellsworth to Governor Huntington, Sept, 26, 1787, in Merrill Jensen, John P. Kaminski, and Gaspare Saladino (eds.),*The Documentary History of the Ratification of the Constitution* (Madison, Wis. : 1976),XIII, 471. Hereafter cited as *History of Ratification*.

(35) Ely, Jr., *op. cit.*, 50.

(36) James Madison to James Madison, Sr., Dec.12, 1787, in Robert A. Rutland et al.(eds.),*The Papers of James Madison* (Chicago : 1975),IX,205.

(37) "Preface to Debates in the Convention of 1787," in Farrand (ed.),*Records*,III,548.

(38) *History of Ratification*, XIII, 274 n.

(39) La Forest to comte de Montmorin, Sept.28, 1787, in *ibid.*, 259.

(40)　塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法』(酒井書房、一九八三年)。因みに債務の免脱を許す権限は、一八九八年連邦にのみ専属するとして漸くこれについての州権の発効は完全に封止された。

(41)　Farrand, *Records*,II,439-40.

(42)　Wright, *op. cit.*, 12-16 ; Boyd, "Contract Clause," 529-30.

(43)　Ely, Jr,. *op. cit.*, 52.

(44)　田中英夫『デュー・プロセス』(東京大学出版会、一九八七年)五四―八八頁。Mason, *op. cit.*, 293-97.

(45)　William W. Wiecek, *The Sources of Antislavery Constitu-tionalism in America, 1760-1848* (NY, Ithaca : Cornell University Press, 1977),63.

(46)　*Works of John Adams*, 280.

(47)　中屋健一「ヴァジニア憲法」『原典アメリカ史第二巻』(岩波書店、昭和三十三年)一七二―八二頁。小倉庫次『アメリカ合衆国州憲法の研究』(有斐閣、昭和三十六年)一八―二三頁。権利章典と権利宣言は二四州対二五州と相半ばしていて、その間に地理的、年代的差違はない。

(48)　Farrand, *Record*,II,637.

(49)　Elbridge Gerry to President of Senate and Speaker of the House of Massachussetts, Oct.8, 1787, quoted in *ibid*., III,128 ; Luther Matin's Reply to the Landholder, Mar.29, 1787, quoted in *ibid*.,III,288, 290-91.

(50)　*The Federalist* No.84(1788). 前出松本・岩永「ザ・フェデラリスト」二四九―二九四頁に秀れた解説がある。

(51)　各州批准時に賛否相拮抗した状況が次に見られる。マサチューセッツ一八七対一六八、ニューハムプシャ五七対四七、ニューヨーク三十対二七、ヴァジニア八九対七九、いずれも賛成票は三分の二に達せず、ペンシルヴァニアが四六対二三で三分の二、サウスカロライナ一四九対七三で辛うじて三分の二を越えた。Elliot, *Debates*, 322-23. 田中『デュー・プロセス』四四頁註一七。

(52)　Elliot, *Debates*, III, 658.

(53)　Edward S. Corwin, "The Doctrine of Due Process of Law before the Civil War," 24 *Harvard Law Review* (1911),360, 370-71.

(54)　*Hoke* v. *Henderson*, 2 Dev.1, 25(N.l. 1833) ; Corwin, "Doctrine of Due Process," 382.

(55)　田中『デュー・プロセス』五一―五三頁。実体的適法手続へと重心が移るのは修正第十四条制定以降である。山口房司『多分節国家アメリカの法と社会』(ミネルヴァ書房、一九九九年)一五―五七頁。石田　尚『実体的適法手続』(信山社、一九八八年)。

(56)　Ely, Jr., *op. cit.*, 4.

(57)　Thomas C. Gray, "The Malthusian Constitution," 41 *University of Miami Law Review* (1986),21.

(58)　Peter Coleman, *Debtors and Creditors in America : Insolvency, Imprisonment for Debt and Banktrupcy, 1607-1880* (Madison, Wiss. : 1974).

(59)　Louis Hartz, *Economic Policy and Democratic Thought* :

Pennsylvania, 1776-1860 (Cambridge, Mass. : 1948).

(60) A.H. Fuller, "Moratory Legislation : A Comparative Study," 16 *Harvard Law Review* (1933), 1061-1085.

(61) Kirmit L. Hall, *The Magic Mirror : Law in American History* (NY : Oxford University Press, 1989), 69.

(62) Ely, Jr., *op. cit.*, 50.

(63) 前掲松本・岩永「ザ・フェデラリスト」二四九—九四頁。

(64) マディスンには財産に関する次の有名な論文がある。"Property," in Robert A. Rutland and Thomas A. Mason (eds.), *The Papers of James Madison* (Charlottesville : University Press of Virginia, 1983), XIV, 266-68. See also Mason et al., *op. cit.*, 294.

(65) Elliot, *Debates*, IV, 333-36.

(66) David Ramsay, *An Address to the Freeman of South Carolina on the Federal Constitution of the United States* (Brooklyn, NY : ,1888, reprinted ed., 1968), 379-80.

(67) *Fletcher* v. *Peck*, 6 Cranch 87 (1810) ; Mason, et al., *op. cit.*, 32, 296, 297. 田中『アメリカ法の歴史（上）』二二五六—六二二頁。田中『デュー・プロセス』七二二、七七、七九、八二、八五、一〇二、一〇四頁。より詳しくは次を参照、C. Peter Magrath, *Law and Politics in the New Republic : The Case of Fletcher v. Peck* (Providence, RI : Brown University Press, 1966). Ely, Jr., *op. cit.*, chapter 3 "Property Must Be Secured, : Establishing a New Constitutional Order," 42-58.

(68) 前掲『原典アメリカ史第一巻』二七四—七五頁。

(69) Boyd, "Contract Clause," 548.

(70) Mason et al., *op. cit.*, 298-299.